平成２２年（フ）第９３１号
神戸市須磨区明神町３丁目１番２号
債務者　下井　卓則
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９３５号
神戸市須磨区妙法寺字円満林６番地の17、従前の住所神戸市須磨区北落合１丁目４番196―404号
債務者　田中こと　横谷　**隆**治
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９６９号
神戸市北区唐櫃台３丁目22番502号
債務者　石川　初江
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１００３号
神戸市北区南五葉２丁目４番19―306号
債務者　瀬島　　瞳
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０１０号
神戸市北区花山東町２番22―307号
債務者　長友　　晃
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０１５号
神戸市垂水区本多聞３丁目１番24―104号、従前の住所神戸市垂水区小束山本町２丁目３番２―210号
債務者　方藤　忠之
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９９号
鹿児島県曽於郡大崎町假宿2022番地　旭ヶ丘住宅５号
債務者　中島　伊代（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
鹿児島県鹿屋市寿６丁目３番31号
債務者　中原　京子（旧姓上園）
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第６９８号
滋賀県草津市西渋川２丁目10番20号　グリーンベル西渋川105号室、前住所滋賀県草津市西渋川２丁目11番56―212号
債務者　寺田　利彦
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７５号
大津市仰木の里４丁目３番２―501号　ヴェルディール仰木
債務者　内野　明男
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７９号
滋賀県野洲市西河原2312番地　アメニティ21Ｂ棟205号
債務者　二宮　幸代（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２２号
大津市平津１丁目９番11号
債務者　長田　秀美（旧姓北阪）
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２９号
滋賀県甲賀市甲南町寺庄672番地52、前住所滋賀県栗東市小野224番地96
債務者　黒木　保明
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３７号
滋賀県守山市守山１丁目11番14―206号
債務者　堀　　睦美
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４２号
滋賀県守山市水保町1255番地218
債務者　山崎　　晃
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５０号
滋賀県守山市吉身３―13―36　コーポウムザ203号、住民票上の住所滋賀県守山市播磨田町137番地16
債務者　新谷美由紀
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５６号
島根県八束郡東出雲町大字揖屋町1299番地18ヒルサイドヴィラＡ103号、前住所島根県八束郡東出雲町大字須田456番地１
債務者　岩倉真奈美
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
松江地方裁判所民事部